

群馬県救急告示医療機関認定実施要領

第1条 本実施要領は、「救急病院等を定める省令」（昭和39年厚生省令第8号）（以下「省令」という。）に基づき、救急病院又は救急診療所（以下「救急告示医療機関」という。）の認定に際し、必要な事項を定める。

第2条 救急告示医療機関の認定を受けようとする医療機関は、省令第1条第1項に規定される要件に加えて、次のいずれかを満たさなければならない。ただし、救急告示医療機関の認定を受けたことがない医療機関については、この限りでない。

- ① 直近の1年間（有効期限が満了する日の属する月の前月までの1年間）の救急車搬送数100件以上又は直近の3年間（有効期限が満了する日の属する月の前月までの3年間）の救急車搬送数300件以上
- ② 病院群輪番制に参加していること又は地域包括ケア病棟を有すること

2 前項にかかわらず、地域医療を確保する上で、必要と認められる場合には、群馬県救急医療体制検討協議会の意見を聴いて、認定を行うことができる。

附則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年3月17日から適用する。